

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業者の更新許可申請を不許可処分とする事案	・・・	2
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	・・・	3
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	4
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	5

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者の更新許可申請を不許可処分とする事案(令和5年度第1号)

下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を茨城運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和5年8月30日 関東運輸局長 勝山 潔

記

1. 事業者の名称及び住所
有限会社 協和観光バス
茨城県北茨城市関南町関本下958番地1
2. 予定される処分内容
一般貸切旅客自動車運送事業の更新許可申請を不許可とする処分
3. 聴聞の期日
令和5年9月29日 午後1時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車交通部旅客第一課
電話045(211)7245

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年9月7日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C16
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年8月23日
 - ② 申請者：朝日自動車株式会社
 - ③ 適用路線：埼玉県内の一般路線バスの全路線
 - ④ 平均改定率：23.7%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円（現行：現金180円、IC178円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
越谷駅東口～越谷市立病院	190	189	250	8,550	11,250
春日部駅東口～イオンモール春日部前	240	231	300	10,800	13,500
久喜駅西口～モラージュ菫蒲前	380	377	480	17,100	21,600
鴻巣駅～免許センター	180	178	220	8,100	9,900
熊谷駅～妻沼	480	472	590	21,600	26,550

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年9月7日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B21号 小川 裕明

1. 令和5年8月10日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年9月7日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B22号 あさひ 合同会社

1. 令和5年8月10日
2. 山梨県B地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を5分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | B運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |